

# 船橋市立医療センター倫理委員会要綱

## 1. 目的

船橋市立医療センター（以下「医療センター」という。）における先進医療又はヒトを対象とする生物医学的研究及び医療の倫理的諸問題について、生命の尊厳と医学の調和を図るため、世界医師会ヘルシンキ宣言の主旨に沿って、倫理的及び社会的観点から審議することを目的とし、医療センター倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## 2. 組織

- (1) 委員会は、委員長、副委員長、及び委員をもって組織し、それぞれ別表に掲げる者をもって充てるものとする。委員長は委員会の設置者である院長（以下「院長」という。）が、指名及び任命する。委員は、委員長が指名し、院長が任命又は委嘱する。
- (2) 委員会の委員には女性委員を1名以上含むものとする。
- (3) 委員名簿は、厚生労働省が所管する研究倫理審査委員会報告システムにおいて公表される。
- (4) 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。
- (5) 副委員長は委員長を補佐し、委員長が不在又は事故があるときは、その職務を代理する。
- (6) 委員の任期は原則2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 3. 委員会の開催

- (1) 委員会は、委員長が必要の都度招集し、委員長が議長となり、議事を整理する。
- (2) 委員会は、委員の3分の2以上（このうち別表の外部委員が2名以上）が出席しなければ成立しないものとする。
- (3) 委員が申請者となった場合は、当該議件の審議に加わることはできない。
- (4) 委員長は、委員会の審議に関して必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、参考意見又は説明を求めることができる。
- (5) 委員会の議事は出席した委員全会一致をもって決定するよう努め、3分の2以上の同意をもつてこれを決する。
- (6) 審査経過及び判定結果は記録にとどめ、当該議件の終了について報告される日まで委員会事務

局において、適切に保管されなければならない。

- (7) 院長は、年1回以上、委員会の開催状況及び審査の概要について、厚生労働省が所管する研究倫理審査委員会報告システムにおいて公表しなくてはならない。ただし、当該議件について研究対象者等及びその関係者の人権又は研究者等及びその関係者の権利利益の保護のため非公開とすることが必要な内容として委員会が判断したものについては、この限りではない。
- (8) 病院局長及び院長は、オブザーバーとして委員会に出席することができる。

#### 4. 審議事項

- (1) 委員会において審議する事項は、次のとおりとする。ただし、医療センター治験審査委員会及び医療機器治験審査委員会において審査されるものを除く。
  - ① 先進医療、保険適応外治療又は院内製剤等に関すること。
  - ② ヒトを対象とした生物医学的研究に関すること。
  - ③ 前各号に掲げるもののほか医療の倫理的、社会的问题に関すること。
- (2) 委員会は、前項に規定する事項の審議を行う場合、医学的研究及び医療行為の対象となる者の人権、インフォームド・コンセント、固体への影響及び医学上の貢献予測、臨床診療の継続性及び実現可能性等に留意するものとする。
- (3) 委員会の委員長、副委員長、委員及びその事務に従事する者は、その業務上知りえた情報を正当な理由なく漏らしてはならない。

#### 5. 申請手続及び審査結果通知

- (1) ヒトを対象とする生物医学的研究等を行おうとする研究責任者は、院長に計画を報告し、倫理審査申請書（研究倫理）（第1号様式）により、委員長に申請をしなければならない。
- (2) 先進医療、保険適応外治療又は院内製剤等、臨床研究以外の医療の倫理的、社会的问题に関するについて申請を行おうとする者は、院長に計画を報告し、倫理審査申請書（臨床倫理）（第2号様式）により、委員長に申請をしなければならない。
- (3) 委員長は、第1項及び第2項の規定による申請を受理したときは、委員会においてその内容を審査し、審査終了後すみやかにその判定を倫理審査結果通知書（第3号様式）をもって当該申請者に通知しなければならない。
- (4) 前項の規定により承認又は条件付承認を受けた者は、申請内容に変更が生じた場合には遅滞なく倫理変更審査申請書（第4号様式）により、委員長に申請しなければならない。

- (5) 委員長は、前項の規定による申請を受理したときは、第3項の規定に準じて審査結果を申請者に通知しなければならない。

## 6. 迅速審査

委員長は、次のいずれかに該当する審査について、審査依頼があった場合は、各委員に申請資料を配布し意見を求める審査方法により審査を行うことができる。また、(1)、(2)、(4)、(5) のいずれかに該当する審査については、当該倫理委員会が指名する委員による審査を行い、意見を求める審査方法により審査を行うことができる。この結果は倫理審査委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は次回の委員会で全ての委員に報告する。

- (1) 他の研究機関との共同研究であって、既に主たる研究機関において倫理審査委員会の承認を受けた研究計画を分担研究機関として実施しようとする場合の審査。
- (2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査。
- (3) 既に倫理委員会において承認されている研究計画に準じて類型化されている研究計画の審査。
- (4) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査。
- (5) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査。
- (6) 既に主たる学会・学術団体において標準的治療方法またはガイドラインとして推奨された保険適応外治療および医療行為を実施しようとする場合の審査。
- (7) 既に倫理委員会において承認された保険適応外治療および医療行為に準じて類型化される保険適応外治療および医療行為を実施しようとする場合の審査。
- (8) 既に主たる学会・学術団体において標準的治療方法またはガイドラインとして推奨された院内製剤を調製・使用しようとする場合の審査。

## 7. 事務局

委員会の事務局は、総務課に置く。

## 8. 公務災害補償

病院局職員以外の委員が職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）に準じて補償する。

## 9. 補則

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会に諮って別に定める。

(別表)

役職等	充てる職	備考
委員長	医学・医療の専門家等	副院長
副委員長	一般の立場	事務局長
委員	医学・医療の専門家等	副院長
		救命救急センター長
		看護局長
		薬剤局長
	外部委員（医学・医療の専門家等）	医師会推薦医師
	外部委員（倫理学・法律学の専門家等）	弁護士等
	外部委員（一般の立場）	上記以外の者
顧問	病院局長、院長	オブザーバー

改訂履歴表

版数	制定・改定日	改訂区分	改訂部分、改定内容	承認者 (責任者) 氏名	起案者 (担当者) 氏名
1.0	2009/04/01	制定		高原 善治	
2.0	2011/04/01	改訂		高原 善治	
3.0	2012/12/10	改訂	申請書様式の追加	高原 善治	野々下 次郎
4.0	2015/09/11	改訂	委員会の構成員の変更 申請書様式の変更、追加 全体の文書の様式の変更	高原 善治	丹羽 淳子
5.0	2016/07/05	改訂	院内製剤の追記 迅速審査の項目追加	丹羽 淳子	染井 伸治
6.0	2019/05/31	改訂	目的の文言変更 迅速審査の項目追加 第1号様式の文言変更 第2号様式の文言追加	丹羽 淳子	服部 茂樹

(第1号様式)

年 月 日

## 倫理審査申請書(研究倫理)

船橋市立医療センター  
倫理委員会  
委員長 様

申請責任者  
所属・職名  
氏名

下記のとおり臨床研究を実施したく申請いたします。

なお、本臨床研究は、倫理委員会が承認し、これに基づく倫理審査結果が通知された後に実施します。

記

申請課題名	
臨床研究の内容 (対象・実施場所)	(1)臨床研究の内容  (2)臨床研究の対象  (3)実施場所
担当者	※所属/職/氏名を記入
予定期間	※始期は「年月日」または「倫理審査承認後から」
予定症例数	

臨床研究における医学倫理的配慮について [(1)~(3)は必ず記載のこと]

(1) 臨床研究の対象となる者の人権

(2) 臨床研究の対象となる者に理解を求め同意を得る方法

(3) 臨床研究によって生じる個体への影響及び医学上の貢献の予測

(4) その他

共同研究であって、既に主たる研究機関において倫理委員会等の承認を受けた研究計画を分担研究機関として実施しようとする場合は、主たる研究機関名と倫理委員会等の承認年月日

(5) 添付資料

(例) 実施計画書(研究等の計画)、説明書(原則必須)(研究対象者に対する説明文書)、承諾書(原則必須)(研究対象者の研究に対する承諾書)、同意撤回書(原則必須)

(第2号様式)

年 月 日

## 倫理審査申請書(臨床倫理)

船橋市立医療センター  
倫理委員会  
委員長 様

申請責任者  
所属・職名  
氏 名

下記のとおり医療行為を実施したく申請いたします。

なお、本医療行為は、倫理委員会が承認し、これに基づく倫理審査結果が通知された後に実施します。

記

申請課題名	
医療行為の内容 (対象・実施場所)	(1) 医療行為の内容  (2) 医療行為の対象、実施方法  (3) 実施場所
担当者	※所属/職/氏名を記入
予定期間	※始期は「年月日」または「倫理審査承認後から」
医療行為における医学倫理的配慮について  (1) 医療行為の内容及び安全性・有効性、不利益が生じた場合の措置等  (2) 医療行為の対象となる者に理解を求め同意を得る方法(承諾書など)  (3) 医療行為によって生じる負担、個体への影響  (4) 添付資料 例) 有効性・安全性等を示した参考資料、説明書 <u>(必須)</u> (患者に対する説明文書)、 承諾書 <u>(必須)</u> (患者の治療に対する承諾書)、同意撤回書 <u>(必須)</u>	

(第3号様式)

第 号

年 月 日

## 倫理審査結果通知書

申請者  
様

船橋市立医療センター  
倫理委員会  
委員長

受付年月日

受付番号 第 号

課題名

先に申請のあった上記の件について、 年 月 日開催の倫理委員会において審査し、下記のとおり決定したので通知します。

記

判定	承認	条件付承認	変更の勧告	不承認	非該当
条 件 等					

(第4号様式)

年 月 日

## 倫理変更審査申請書

船橋市立医療センター  
倫理委員会  
委員長 様

申請責任者

所属・職名

氏 名

先に承認を受けた申請内容について、下記のとおり変更したく申請いたします。

記

1. 申請課題名

2. 承認年月日 年 月 日

3. 変更内容の概要

4. 変更を要する事項

5. その他